

第 53 回 高輪築堤調査・保存等検討委員会（全体会）

開催記録

1 開催概要

- 日時：令和7年3月5日（水）10：00～12：00
- 場所：TKP ガーデンシティ PREMIUM 品川 ホール5A
- 出席者：

表 出席者一覧

委員長	<ul style="list-style-type: none"> ・ 谷川 章雄氏（早稲田大学名誉教授）
委員	<ul style="list-style-type: none"> ・ 老川 慶喜氏（立教大学名誉教授） ・ 小野田 滋氏（鉄道総合技術研究所 アドバイザー） ・ 古関 潤一氏（東京大学名誉教授・ライト工業株式会社 R&D センター テクニカルオフィサー）
オブザーバー	<ul style="list-style-type: none"> ・ 文化庁文化財第二課 史跡部門 ・ 港区教育委員会事務局 教育推進部 図書文化財課 ・ 港区街づくり支援部 ・ 東京都 教育庁 地域教育支援部 管理課 ・ 東京都 建設局 道路建設部 鉄道関連事業課 ・ 東京都 交通局 建設工務部 計画改良課 ・ 独立行政法人都市再生機構 東日本都市再生本部 都心業務部 ・ JR 東日本コンサルタンツ株式会社 ・ 東日本旅客鉄道株式会社 グループ経営戦略本部 品川・大規模プロジェクト推進部門 ・ 東日本旅客鉄道株式会社 マーケティング本部 ・ 東日本旅客鉄道株式会社 構造技術センター ・ 京浜急行電鉄株式会社 鉄道本部 ・ 京浜急行電鉄株式会社 生活事業創造本部
事務局 東日本旅客鉄道(株) 京浜急行電鉄(株)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 東日本旅客鉄道株式会社 グループ経営戦略本部 品川・大規模プロジェクト推進部門 ・ 東日本旅客鉄道株式会社 マーケティング本部 ・ 東日本旅客鉄道株式会社 建設工事部 ・ 京浜急行電鉄株式会社 鉄道本部 ・ 京浜急行電鉄株式会社 生活事業創造本部 他
サポート	<ul style="list-style-type: none"> ・ パシフィックコンサルタンツ株式会社

■ 当日配付資料

1) 議事録確認

- ・ 次第
- ・ 資料1：第52回委員会（2/5）部会①議事録案

- ・ 資料2：第52回委員会（2/5）部会②議事録案
- ・ 資料3：第52回委員会（2/5）部会③議事録案

2) 全体会

- ・ 資料1：5・6街区及び隣接地区の高輪築堤跡の遺構と文化財的価値について(3)
- ・ その他：一般社団法人日本考古学協会 会長声明

2 議事要旨

2.1 議事録確認

(1) 開会

- 第 53 回 高輪築堤調査・保存等検討委員会を開会する。(事務局)

(2) 議事録確認

1) 第 52 回委員会 (2/5) 部会①の議事録確認

- 修正指摘なし。(委員一同)

2) 第 52 回委員会 (2/5) 部会②の議事録確認

- 修正指摘なし。(委員一同)

3) 第 52 回委員会 (2/5) 部会③の議事録確認

- 修正指摘なし。(委員一同)

2.2 全体会

(1) 開会

- 第 53 回 高輪築堤調査・保存等検討委員会の全体会を開会する。(事務局京急)

(2) 5・6街区及び隣接地区の高輪築堤跡の遺構と文化財的価値について

- 資料 1 について説明する。(委員長)

<説明概要>

・『5・6街区及び隣接地区の高輪築堤跡の遺構と文化財的価値について (3)』を説明する。本文書は以前 (2) として提示した文書に加筆・修正を行ったものである。

・「1. 高輪築堤跡の遺構」では、確認調査という文言、明治 5 年開業期の海側石垣が現表土直下で確認されたこと、5・6街区の築堤の構造が 1～4 街区の築堤と共通性があるが異なる点が認められ、高輪築堤跡の構造の多様性を示す新たな知見が得られたこと、張出遺構が検出されたこと、を加筆した。

・「2. 文化財的価値について」では、6 街区の張出遺構が 4 街区の信号機跡と類似しており、わが国最初期の信号機跡と推定される貴重な遺構である、という点を加筆した。

・「3. 保護措置について」では、まちづくりと文化財のあり方について協議を開始することにしたい、という点を加筆した。

- 明治5年開業期の海側石垣が現表土直下で確認されたという点について、海側石垣が表土に近い第1列のみ残っているのは、埋立の際に一度取り外した石を後から貼り付けたと解釈しているがいかかが。(JRC)
 - ← トレンチの部分は石を外して調査をしていないので、現段階では何とも言えないが、今後検討していきたい。(委員長)
 - 1番上の石を残してそれ以外の石を撤去するという事は、通常は土木的にはあり得ないのではないかと考えている。(JRC)
- 日本考古学協会の会長声明で、海側石垣が非常に良好な状態で残存していると説明されている。その部分だけ強調されると、ミスリードになると思われる。(JRC)
 - ← 積み直したかどうか所見は出ておらず現状では確認できていないが、確認はしておく必要がある。(委員長)
- 3点確認したい。1番目は「1. 高輪築堤跡の遺構について」の4つ目の「・」については、昨年の確認調査と連立1工区を中心とした山側の発掘調査の結果から、このような文章になったという認識で良いか確認したい。(JR)
- 2番目は「2. 文化財価値について」記載されている4つの「・」のうち、1つ目の「・」と2つ目の「・」は5・6街区と隣接地区の価値そのものを記載しているわけではなく、3つ目の「・」と4つ目の「・」にある5・6街区と隣接地区の高輪築堤跡の文化的価値を示すうえでの前提条件、あるいは大きな一般的な考え方と理解しているがよろしいか。(JR)
- 3番目、「3. 保護措置について」、今回の“まちづくりと文化財のあり方について協議を開始することとしたい”という文章を受け、私どもとしてはまちづくりの計画を示しながら、あり方について議論していくつもりである。次回委員会では事業者として開発計画を出して説明していきたい。また、「国際交流拠点・品川」における高輪築堤等の価値・あり方に関する有識者検討会議でも同様の議論が進められているので、2つの会議体でしっかりと丁寧に議論を進めていきたいが、それでよろしいか確認したい。(JR)
 - ← 1番目の多様性については、確認調査だけではなくこれまで行われた試掘調査や発掘調査を踏まえたうえでの記載である。(委員長)
 - ← 2番目については、文書自体のタイトルが『5・6街区及び隣接地区の高輪築堤跡の遺構と文化財的価値について』となっているため、対象は5・6街区を含んだうえでの文化財的価値と理解してもらいたい。1つ目の「・」と2つ目の「・」については総論的な言い方であるが、その中には5・6街区も含まれているという理解でお願いしたい。3つ目の「・」、4つ目の「・」については、具体的に5・6街区について書いたということである。(委員長)
 - ← 3番目、今後の保護措置については加筆した通りであるが、次回は5・6街区の事業者であるJRからの文書を示すという形で、この場で協議を進めるやり方が良いと思っている。「国際交流拠点・品川」における高輪築堤等の価値・あり方に関する有識者検討会議は、本委員会とは別の会議体なので関知しない。(委員長)

- 保護措置について 2 つ目の「・」に計画の見直しとあるが、開発計画の見直しと捉えて
良いか。(老川委員)
← そのように理解している。(委員長)
- 高輪築堤跡の遺構について、3 つ目の「・」が前回文書と同じということは確認調査を
踏まえて変更がないことと理解する。1～4 街区と同様の遺構が検出されたと認識する
が、“一部はそれ以上に遺構の遺存状態が良い”という表現の部分を確認したい。(事務
局 JR)
← 1～4 街区の時より高い位置で遺存していることが確認された、という確認調査の
結果を受けて、そのように考えられるという表現である。ただ、現状として断定してい
るのではなく、確認調査の結果を受けて“考えられる”と表現している。(委員長)
→ 2 つ目の「・」の記載方で、全ての遺構を確認したわけではないということで、ま
だ推定であるという理解をした。(事務局 JR)
- 5・6 街区での文化財確認調査の結果や、本日の委員会の見解、今後の本委員会で議論
を踏まえて 5・6 街区を含めた品川全体の事業を進めていきたい。(UR)
- 京急連立事業は公共事業として、京急電鉄と連携し、5・6 街区の一部を仮線用地とし
てお借りしながら事業を進めている。これまで文化財行政による高輪築堤の山側の盛土
の調査に協力してきており、今後も公共事業として、文化財関係の法令に基づき、適切
に調査に協力しながら都市基盤整備に取り組んでいきたい。(東京都)
- 次回から協議を進めたい。1～4 街区の保護措置の一部は時間的制約からやむなしとせ
ざるを得なかったため、今回は議論を尽くすことを要望する。(委員長)
- 議事録は今までのペースで速やかに公開をして頂きたい。(委員長)

(3) その他

- 日本考古学協会から会長声明が出ているので紹介してもらいたい。(委員長)
← 2月7日に日本考古学協会から「高輪築堤の全面保存と活用を強く求めます」と題
した会長声明が出された。これから 50 年後、100・200 年後を見据えたまちづくり
を行うのであれば、歴史・文化遺産と調和する再開発を進めていくことが必要であるこ
と、高輪築堤跡の保存と活用を求めます、という趣旨の内容である。(事務局 JR)
- 会長声明は本委員会宛に出された文書ではないが、協議に生かすことにしたい。(委員
長)
← 本委員会の設置主体としては、今までと同様に独立・客観的に議論を進めるという
趣旨に基づいて進めてもらいたいと考える。(JR)
→ その点は今まで通り進める認識である。(委員長)

<全体会・部会①・部会②・部会③終了後>

- 最後に文化財行政からコメントをもらう。

- ← 全体会での委員の見解の提示について、5・6街区は文化庁も関心を持っているので、議論を尽くしてもらいたい。部会①や②の結果についても承知した。(文化庁)
- ← 全体会で委員の見解が示されたが、JR 東日本と協議を進めていくことになる。今後もよろしくお願ひしたい。(東京都)
- ← 全体会の委員の見解について、港区教育委員会もこれまでその都度申し上げている通り、要望書を発出している。主旨は同じものと理解するので改めてお願ひしたい。今後 JR 東日本から見解が出るということだが、港区教育委員会内でも共有したい。(港区)

(4) 閉会

3 議事録

3.1 議事録確認

(1) 開会

- (事務局京急) 第53回 高輪築堤調査・保存等検討委員会を開会する。
- ・ 挨拶
 - ・ 資料確認
 - ・ オンラインの案内
 - ・ 次第説明

(2) 議事録確認

- (事務局京急) 3つの議事録について修正等の指摘はあるか。修正等があれば委員会終了までに連絡をいただきたい。
- (事務局京急) 意見がなければ、議事録確認を終了する。

3.2 全体会

(1) 開会

- (委員長) 次第に沿って進める。

(2) 5・6街区及び隣接地区の高輪築堤跡の遺構と文化財的価値について

- (委員長) 資料1について説明する。この文書は以前(2)という文書名で委員会に示している。確認調査報告を受け、(2)の文書に加筆・修正を行ったものである。加筆・修正箇所には下線を引いてある。前文については、(2)の改訂を述べるとともに確認調査という文言を加えた。「1. 高輪築堤跡の遺構について」では、確認調査という文言の追記、明治5年開業期の海側石垣が現表土直下で確認されたこと、5・6街区の築堤の構造が1～4街区の築堤と共通性があるが異なる点が認められ、高輪築堤跡の構造の多様性を示す新たな知見が得られたこと、6街区の海側石垣に設置された張出遺構が検出されたこと、を加筆した。1～4街区の築堤との異なる点について、具体的には盛土の土質が異なる点、1～4街区の裏込めは土丹が一般的であったが、安山岩が用いられている点、連立1工区の調査で複線化のXと呼んでいる盛土が見つかったこと、全体としては山側の石垣が確認されなかったことなどがある。「2. 文化財的価値について」では、6街区の張出遺構が4街区

の信号機跡と類似しており、わが国最初期の信号機跡と推定される貴重な遺構である、という点を加筆した。「3. 保護措置について」では、5・6街区の保護措置について、まちづくりと文化財のあり方について協議を開始することにしたい、という点を加筆した。

(委員長)

質問、意見はあるか。

(JRC)

明治5年開業期の海側石垣が現表土直下で確認されたという点について、海側石垣が表土に近い第1列のみ残っているのは、埋立の際に一度取り外した石を後から貼り付けたと解釈しているがいかがか。

(委員長)

トレンチの部分は石を外して調査をしていないので、現段階では何とも言えない。1～4街区でもごく一部で上部の石垣が残っていることが確認されているが、新たに積み直したという所見は確認していない。1～4街区は発掘調査も終了し、報告書の作成中のため、今後検討していきたい。

(JRC)

1番上の石を残してそれ以外の石を撤去するということは、通常は土木的にはあり得ないのではないかと考えている。

(JRC)

日本考古学協会の会長声明で、「海側石垣が非常に良好な状態で残存している」と説明されている。その部分だけ強調されると、ミスリードになると思われる。

(委員長)

積み直したかどうか所見は出ておらず現状では確認できていないが、確認はしておく必要がある。

(JRC)

ぜひ確認して頂きたい。

(JR)

3点確認したい。1番目は「1. 高輪築堤跡の遺構について」の4つ目の「・」、5・6街区の石垣・土手、盛土などの構造は1～4街区との共通性はあるが、異なる点が認められ、高輪築堤跡の構造の多様性を示す新たな知見が得られている、については、昨年の確認調査と連立1工区を中心とした山側の発掘調査の結果から、このような文章になったという認識で良いか確認したい。2番目、「2. 文化財価値について」だが、前回(2)の際にも発言させて頂き、議事録で確認させてもらったように、記載されている4つの「・」のうち、1つ目の「・」と2つ目の「・」は5・6街区と隣接地区の価値そのものを記載しているわけではなく、3つ目の「・」と4つ目の「・」にある5・6街区と隣接地区の高輪築堤跡の文化的価値を示すうえでの前提条件、あるいは大きな一般的な考え方と理解しているがよろしいか。3番目、「3. 保護措置について」では、今回の“まちづくりと文化財のあり方について協議を開始することとしたい”という文章を受け、私どもとしてはまちづくりの計画を示しながら、あり方について議論していくつもりである。次回委員会では事業者として開発計画を出して説明していきたい。また、「国際交流拠点・品川」における高輪築堤等の価値・あり方に関する有識者検討会議でも同様の議論が進められているので、2つの会議体でしっかりと丁寧に議論を進めていきたいと思っている。

が、それでよろしいか確認したい。

(委員長)

1 番目の多様性については、確認調査だけではなくこれまで行われた試掘調査や発掘調査を踏まえたうえでの記載である。2 番目については、基本的に文書自体のタイトルが『5・6 街区及び隣接地区の高輪築堤跡の遺構と文化財的価値について』となっているため、対象は 5・6 街区を含んだうえでの文化財的価値と理解してもらいたい。1 つ目の「・」と 2 つ目の「・」については総論的な言い方であるが、その中には 5・6 街区も含まれているという理解でお願いしたい。3 つ目の「・」、4 つ目の「・」については、具体的に 5・6 街区について書いたということである。3 番目、今後の保護措置については加筆した通りであるが、今回は 5・6 街区の事業者である JR からの文書を示すという形で、この場で協議を進めるやり方が良いと思っている。「国際交流拠点・品川」における高輪築堤等の価値・あり方に関する有識者検討会議は、本委員会とは別の会議体なので関知しない。

(JR)

先ほどの質疑に関しては、議事録に記録し、その内容についても確認してもらいたい。

(老川委員)

保護措置について 2 つ目の「・」に計画の見直しを含めたところがあるが、開発計画の見直しと捉えて良いか。

(委員長)

そのように理解している。

(事務局 JR)

高輪築堤跡の遺構について、3 つ目の「・」が前回文書と同じということは確認調査を踏まえて変更がないことと理解する。1～4 街区と同様の遺構が検出されたと認識するが、“一部はそれ以上に遺構の遺存状態が良い”という表現の部分を確認したい。

(委員長)

1～4 街区の時より高い位置で遺存していることが確認された、という確認調査の結果を受けて、そのように考えられるという表現である。現状では“一部はそれ以上に遺構の遺存状態が良い”と考えられるという表現をしたということである。ただ、現状として断定しているのではなく、確認調査の結果を受けて“考えられる”と表現している。

(事務局 JR)

2 つ目の「・」の記載方で、全ての遺構を確認したわけではないということ、まだ推定であるという理解をした。

(UR)

土地区画整理事業は大臣認可を経て国家戦略特区のなかで、JR のほか一般地権者もいる事業において国の補助金も受けながら、環状 4 号線へのアクセス路や品川駅北口駅前広場等の基盤整備を進めており、5・6 街区における計画されている道路も整備していく必要がある。5・6 街区での文化財確認調査の結果や、本日の委員会の見解、今後の本委員会で議論を踏まえて 5・6 街区を含めた品川全体の事業を進めていきたい。今後ともよろしく願います。

(東京都)

京急連立事業は公共事業として、京急電鉄と連携し、5・6 街区の一部を仮線用地としてお借りしながら事業を進めている。本事業におい

では1工区と呼んでいる場所になるが、これまで文化財行政による高輪築堤の山側の盛土の調査に協力してきており、本年1月に現地での調査を終えたところである。このほかの工区でも文化材の調査が続いており、今後も公共事業として、文化財関係の法令に基づき、適切に調査に協力しながら都市基盤整備に取り組んでいきたい。

(委員長) それでは次回から協議を進めたい。1～4街区の保護措置の一部は時間的制約からやむなしとせざるを得なかったため、今回は議論を尽くすことを要望する。議事録は今までのペースで速やかに公開をして頂きたい。

(委員長) 他に何かなければ、次に進める。

(3) その他

(委員長) 日本考古学協会から会長声明が出ているので紹介してもらいたい。

(事務局 JR) 2025年2月7日に日本考古学協会から「高輪築堤の全面保存と活用を強く求めます」と題した会長声明が出された。これから50年後、100・200年後を見据えたまちづくりを行うのであれば、歴史・文化遺産と調和する再開発を進めていくことが必要であること、高輪築堤跡の保存と活用を求めます、という趣旨の内容である。

(委員長) この会長声明は本委員会宛に出された文書ではないが、協議に生かすことにしたい。

(JR) 本委員会の設置主体としては、今までと同様に独立・客観的に様々な議論を進めるという趣旨に基づいて進めてもらいたいと考える。

(委員長) その点は今まで通り進める認識である。

(委員長) その他は何かあるか。

<全体会・部会①・部会②・部会③終了後>

(委員長) 最後に文化財行政からコメントをもらう。

(文化庁) 全体会での委員の見解の提示について、5・6街区は文化庁も関心を持っているので、議論を尽くしてもらいたい。部会①や②の結果についても承知した。

(東京都) 全体会で委員の見解が示されたが、JR東日本と協議を進めていくことになる。今後もよろしく願いしたい。

(港区) 全体会の委員の見解について、港区教育委員会もこれまでその都度申し上げている通り、2021年5月11日に「高輪築堤の保存に関する要望書」を発出している。主旨は同じものと認識しており、改めてお願いしたい。今後JR東日本から見解が出るということだが、港区教育委員会内でも共有したい。

(4) 閉会

(委員長)

特になければ全体会を閉会し、部会①に進める。

以 上